

知って  
使って  
商工会議所

## 中小企業経営者の皆様へ

小規模企業共済・経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)

# 安心の共済制度をご活用ください

小規模企業共済と経営セーフティ共済は、もしもの時に備えるための共済制度で、掛金を掛けることで税制優遇も受けられます。安心の共済制度を是非ご活用ください。



### 小規模企業共済制度

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる「小規模企業共済制度」。掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入れもできる、おトクで安心な小規模企業の経営者のための「退職金制度」です。

#### 制度の特長は？

##### ① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

##### ② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

##### ③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

### 小規模企業共済 3つのポイント

#### ポイント1 掛金は加入後も増減可能、全額が所得控除

月々の掛金は1,000円～70,000円まで500円単位で自由に設定が可能で、加入後も増額・減額できます。確定申告の際は、その全額を課税対象所得から控除できるため、高い節税効果があります。

#### ポイント2 共済金の受取りは一括・分割どちらも可能

共済金は、退職・廃業時に受け取り可能。満期や満額はありません。共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取りの場合は退職所得扱いに、分割受取りの場合は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制メリットもあります。

#### ポイント3 低金利の貸付制度を利用できる

契約者の方は、掛金の範囲内で事業資金の貸付制度をご利用いただけます。低金利で、即日貸付けも可能です。

##### いろいろな貸付制度

一般貸付け / 緊急経営安定貸付け / 傷病災害時貸付け / 福祉対応貸付け  
創業転業時・新規事業展開等貸付け / 事業承継貸付け / 廃業準備貸付け

【お問合せ先】 東大阪商工会議所 中小企業相談所

TEL.06-6722-1151/FAX.06-6725-3611



## 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

自身の会社経営が健全でも、「取引先の倒産」という事態はいつ起こるかわかりません。経営セーフティ共済は、そのような不測の事態に直面された中小企業の方々が、必要となる事業資金を速やかに借入れできる共済制度です。

### 制度の特長は？

#### ①掛金の10倍の範囲内**最高8,000万円**まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

#### ②貸付条件は**無担保・無保証人**

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

#### ③掛金は税法上**損金(法人)または必要経費(個人事業)に**

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

### 経営セーフティ共済4つのポイント

#### ポイント1 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

#### ポイント2 取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

#### ポイント3 掛金を損金、または必要経費に算入できる

掛金月額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できます。

#### ポイント4 解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12か月未満は掛け捨てとなります)。

令和5年9月から  
オンライン  
手続きを  
開始しています

制度の詳細内容はQRコード又はホームページからご確認ください。

ご要望の多い  
一部の手続き  
についてオン  
ライン手続き  
が出来ます。

小規模企業共済



小規模共済

検索

経営セーフティ共済



経営セーフティ共済

検索